

環境配慮契約法の施行状況等について（案）

1. 検討経緯

平成 19 年 11 月に施行された環境配慮契約法は、平成 24 年 11 月に施行後 5 年が経過したところである。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。このため、平成 24 年度は、「法附則第 2 項に基づく専門委員会」を本検討会の下に設置し、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとに、国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の締結実績等の状況把握・整理、分析及び課題抽出等を、また、全地方公共団体に対して、環境配慮契約の取組状況や課題等の把握等を目的としたアンケート調査を行った。

その結果、国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約実績が必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあること、法律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が進展していない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であること等が課題として指摘されたところである。

昨年度の専門委員会における検討結果を踏まえ、本年度は、ESCO 専門委員会及び地方公共団体普及促進専門委員会の 2 つの専門委員会を設置することとし、両専門委員会において検討を実施した。

以下に、国及び独立行政法人等の環境配慮契約への取組状況、両専門委員会における検討結果を踏まえ、環境配慮契約法の施行状況等の検討結果を示す。

2. 国及び独立行政法人等における取組状況等

国及び独立行政法人等における基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとの環境配慮契約の取組状況等に対する評価については、以下のとおり（詳細は資料 6 参照）。

- 電気の供給を受ける契約については、東日本大震災の影響や電力の安定供給等に係る課題が環境配慮契約の実施に当たっての障害として一時的に顕在化しているが、契約電力量でみると環境配慮契約の実施割合は毎年度 75% を上回っており、全般的には環境配慮契約が実施されているものと評価できる
- 自動車の購入に係る契約については、総合評価落札方式による購入が毎年度 8 割程度ないし 8 割を上回っており、環境配慮契約が広く採用されており、評価できる。また、賃貸借に係る契約については、平成 24 年度において大幅な改善が図られたことから、今後の動向を注視するものとする

- 船舶の調達に係る契約は、船舶の概略設計又基本設計の発注については、環境配慮契約を導入した平成 22 年度から平成 24 年度までの累計で 10 件中 1 件と適用事例が少ない状況にある。小型船舶の調達については、平成 24 年度の環境配慮契約の実施件数は 35 件と少ないものの実施率は 60%と増えてきており、また調達機関において今後の環境配慮契約への取組の実施意向が高いことから、環境配慮契約の取組の進展が期待される
- ESCO 事業に係る契約は法施行の平成 20 年度から平成 24 年度までの累計で 21 件と実績が少ない状況にあり、ESCO 専門委員会において、ESCO 事業の導入促進に向けた検討を実施したところである。基本方針及び基本方針解説資料の改定を行うとともに、とりまとめた ESCO 事業の普及促進方策（詳細は資料 5 参照）を可能なものから、順次実施することとする。また、独立行政法人等への一層の普及促進を図る
- 建築物の設計に係る契約は、新築の建築物については平成 22 年度及び平成 23 年度で約 3 分の 2、平成 24 年度では約半数で環境配慮型プロポーザル方式による設計業務の発注が行われており、概ね環境配慮契約の取組が行われている。また、大規模改修工事における環境配慮型プロポーザル方式の実施件数も、平成 22 年度の 91 件から平成 24 年度の 225 件に着実に増加しており、一定の評価ができる

3. 地方公共団体における取組状況等

地方公共団体の環境配慮契約に関する認知・理解は徐々に高まってきているものの、必ずしも十分とは言い難い状況にあり、環境配慮契約の実績についても、団体規模により差はあるが、総じて少ない状況にある。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体普及専門委員会において、地方公共団体へのアンケート調査、ヒアリング調査等を踏まえ、地方公共団体に対する普及促進方策の検討を実施した結果、環境配慮契約の普及に向けた促進方策（詳細は資料 7 参照）をとりまとめ、今後順次取り組むこととする。

4. 法の施行状況等の検討結果

（1）政府実行計画の効果的な推進

環境配慮契約法第 5 条第 3 項において、「基本方針を定めるに当たっては、政府実行計画¹の実施の効果的な推進に資するようにする」こととされている。これまで政府においては、環境配慮契約をはじめ、地球温暖化に関する対策・施策を総動員して、

¹「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）

温室効果ガス等の削減に取り組んできたところである。その結果、政府実行計画の目標である「平成 22 年度から平成 24 年度の温室効果ガスの総排出量の平均を平成 13 年度比で 8%削減」することについては、平成 22 年度の実績で 13 年度比 20.7%の削減、平成 23 年度の実績で 13 年度比 27.7%の削減となっており、平成 24 年度における実績はとりまとめ中ではあるが、目標の達成は視野に入っているところである。

参考表1 政府の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量

単位：千_tCO₂

	13年度	21年度	22年度	23年度
政府全体の温室効果ガス排出量	1,998	1,699	1,583	1,445
平成13年度比の削減割合	—	15.0%減	20.8%減	27.7%減

注1：政府全体の排出量は政府実行計画実施状況調査結果による。

注2：政府実行計画における電気の使用に伴う排出量は実排出係数による。

なお、平成 21 年度以降については、環境配慮契約の締結実績に基づく環境負荷低減効果（二酸化炭素排出削減効果）を可能な範囲で試算（詳細は資料9参照）しており、その結果²は、参考表のとおりであり、環境配慮契約の着実な実施が政府実行計画の目標達成を図る上で、一定の役割を果たしているものと考えられる。

参考表2 環境配慮契約による二酸化炭素排出削減効果の試算結果

単位：千_tCO₂

契約類型等	21年度	22年度	23年度	24年度
電気の供給を受ける契約	413.5	339.4	272.8	358.8
自動車の購入等に係る契約	0.3	0.5	0.2	0.1
省エネルギー改修事業に係る契約	3.7	3.2	1.8	11.0
建築物に関する契約	—	7.5	10.7	8.8
合計	418	351	285	379

注1：環境配慮契約による削減効果の試算には独立行政法人等が含まれる。

注2：建築物に関する契約は平成22年度より削減効果を試算している。

（2）法の施行状況等の検討結果

国及び独立行政法人等の環境配慮契約への取組状況等からは、全般的に環境配慮契約は実施されているものと評価される。ただし、いくつかの契約類型や地方公共団体への普及に課題があげられているが、これらの課題は、現行の基本方針及び基本方針解説資料の改定、普及促進方策の実施により、解決が図られることから、現段階において環境配慮契約法の改正は必要ないものと考えられる。

なお、今後、ESCO 専門委員会及び地方公共団体普及促進専門委員会においてとりまとめられた普及促進方策を着実に実施し、環境配慮契約の一層の進展を図るものとする。

² 国及び独立行政法人等を合わせた二酸化炭素削減効果